

大阪市条例第56号

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第30条 <u>火災に関する警報</u> （法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。）が発せられた場合における火の使用については、次の各号の定めるところによらなければならない。 [(1)～(5) 略] [削る] (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第58条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある <u>行為</u> （たき火を含む。） [(2)～(6) 略]	(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第30条 <u>火災に関する警報</u> が発せられた場合における火の使用については、次の各号の定めるところによらなければならない。 [(1)～(5) 同左] <u>(6)</u> 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第58条 [同左] (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある <u>行為</u> [(2)～(6) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。